

臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金

「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」とは、4月からの消費税引き上げに際し、所得の低い方々や子育て世帯への負担影響を緩和するための国の臨時的な給付措置です。

臨時福祉給付金

◇支給対象者

平成26年度分の町民税（均等割）が課税されていない方

※ただし課税者に扶養されている場合や生活保護の受給者である場合などは対象外となります。

◇支給額

対象者1人につき1万円
※対象者の中で次の方は、5千円が加算されます。

- ① 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者
- ② 児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者

◇申請書類

対象と見込まれる方には6月中旬に役場から案内通知と申請書を送付します。届いたら申請書に必要事項を記入し、

添付書類とともに提出してください。

対象者となるにもかかわらず通知が届かない場合は、健康福祉課までお問い合わせください。また収入・所得がない方も申告をしていないと、臨時福祉給付金の対象となりませんので、必ず申告をお願いします。

子育て世帯臨時特例給付金

◇支給対象者

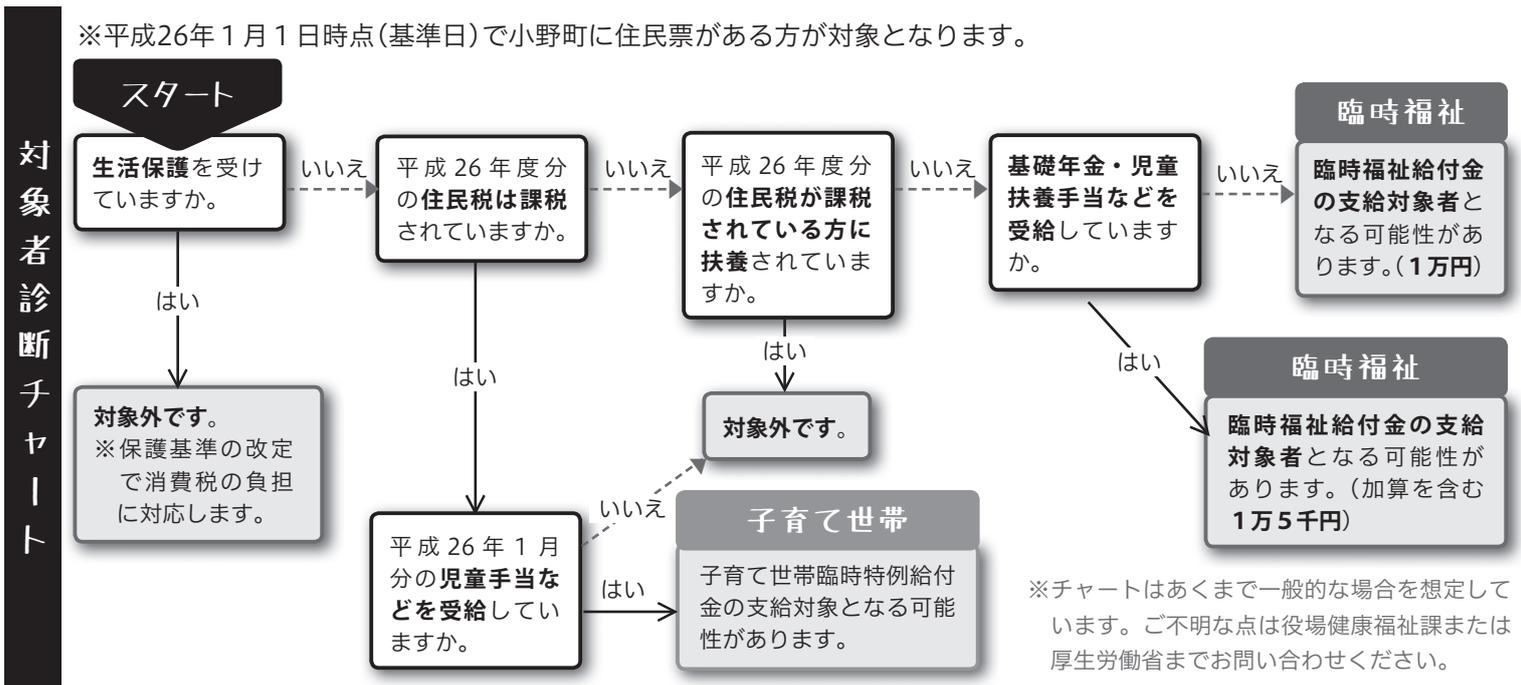
次の要件を満たす方が対象となります。

- ① 平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）を受給している方であって平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方

◇対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特

※平成26年1月1日時点(基準日)で小野町に住民票がある方が対象となります。



※チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。ご不明な点は役場健康福祉課または厚生労働省までお問い合わせください。

対象者診断チャート

の搾取にご注意ください！

郵便が届いたら迷わず役場健康福祉課や最寄りの警察署(または電話相談専用電話 # 9110)に連絡してください。